

教職員のコンプライアンス意識の向上について

先般、西北地域の学校で発生した学校徴収金の横領や使途不明金についての懲戒処分が公表され、現在、県内各市町村立学校において、学校徴収金の緊急一斉点検が実施されているところです。

平成29年度の県内全体での懲戒処分の件数は22件と前年度の19件から増加しており、**飲酒運転**や**体罰**などの重大な非違行為が発生しております。また、最近では、**パワー・ハラスメント**事案の発生も報告されています。

このような非違行為は、教職員に対する信用はもちろん、学校組織の信用をも根底から揺るがすこととなり、多くの教職員の熱意ある地道な取組を無に帰すもので、

教職員のコンプライアンス意識の向上が不可欠です。

☑コンプライアンスとは？

これまでは、法令遵守と解釈されていましたが、最近ではより広範に、法令はもとより、社会的規範を守って行動するものと解釈され、個人はもちろん、組織としても法令や社会的規範を遵守することが、社会的に求められております。

県教育委員会では、非違行為根絶のために、各種研修や通知文書等により指導の徹底を図るとともに、校内での研修に役立ててもらえるよう「**教職員の非違行為根絶のための研修用資料**」を作成し、具体的な事例を挙げ、また、何点かについてはその発生の要因や対策なども紹介していますので、必ず一読してください。

「教職員の非違行為根絶のための研修用資料」

http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenshusiryoku_hiikouikonzetu.html



懲戒処分が公表されたときに意識してほしいのが「自分には関係ない。」と思わないことです。教職員一人一人が、「青森県の先生」という看板を背負っていることを自覚し、懲戒処分を対岸の火事と思わず、気を引き締めることが大切です。

KEY POINT

- コンプライアンスとは、職員個人はもちろん、組織としても法令や社会的規範の遵守が求められること。
- 懲戒処分を対岸の火事と思わずに、気を引き締めること。

教職員の多忙化解消への取組について

昨今の学校現場においては、教職員に求められる業務が増加するとともに、質の困難化が見られ、このことが教職員のメンタルヘルス不調の背景にもなっていると指摘されています。

県教育委員会では、これまでの取組に加え、学校関係者からなる検討委員会を組織し、「教職員の多忙化解消に係る報告書」を取りまとめました。この報告書では、教職員がやりがいを持ちながら子どもたちと触れ合うことができるよう、学校、教育委員会の主体ごとに取り組んでほしい方策が整理されています。

「教職員の多忙化解消に係る報告書」

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kyoin/tabouka_houkokusyo.html



また、最近では、仕事と家庭生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進や、働き方改革、学校現場における勤務時間管理の徹底等、様々な取組が要請され、

教職員の多忙化解消は喫緊の課題といえます。

【教育委員会の取組】

平成30年7月12日付け青教員193号「教職員の多忙化解消に向けた取組状況について」において、県内の県立学校及び市町村教育委員会での取組の概要が通知されました。

この通知では、多忙化解消に向けた指針の策定、学校閉庁日の設定、タイムカードや統合校務支援システムの導入の検討等の取組や、取組を進める上での課題等が示され、それらを参考に、効果的かつ積極的に取り組むことが要請されるとともに、今後、3か年の取組状況をまとめるための調査を実施することとしています。

☑学校での対応は？

下北管内の動向としては、多忙化解消への指針の策定や学校閉庁日の設定などがみられ、いくつかの市町村では、タイムカードの導入について、検討を始めるなど、それぞれの実情に応じて取り組まれています。

多忙化解消は、教員が子どもと向き合う時間を確保することに加え、教職員の心身の健康を守るために、学校が組織として取り組む必要があります。

KEY POINT

- ・ 教員が子どもと向き合う時間や、教職員の心身の健康を守るために多忙化解消は喫緊の課題であり、学校としても組織として対応する必要があります。

担当 総務課 鳥山主事